

2022 年度

入学料免除・授業料免除出願のしおり

【高等教育の修学支援新制度】

(2022 年 2 月作成版)

目次

I. 高等教育の修学支援新制度	P 2
II. 申請資格等	P 3
III. 入学料・授業料免除に関する手続	P 4
IV. 注意事項	P 9
V. 提出・問い合わせ先	P10



高等教育の修学支援新制度は以下の 2 つの支援からなります。

- 給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- 授業料等の減免（授業料と入学金の免除または減額）

新制度対象の学部学生は必ず期日を確認し、申請してください。

締め切り後の受付はできません。



I. 高等教育の修学支援新制度

「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）は、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生（留学生を除く）に対して、日本学生支援機構の給付奨学金と大学の入学料・授業料減免の支援を行う制度です。

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された日本人学部学生は、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に従い、大学に申請することで、入学料及び授業料について、全額、2/3の額、1/3の額が免除されます。

なお、この制度は留学生及び大学院生は対象になりません。

また、新制度の申請資格を満たさない学生や、新制度において1/3免除、2/3免除となる学生は、従来から本学が実施してきた授業料等免除制度（以下、「現行制度」という。）へも申請ができますので、「2022年度 入学料免除（徴収猶予）・授業料免除出願のしおり」を確認してください。

《支援額》

区分	給付奨学金（月額）		授業料免除 （各学期）	年間支援額 （奨学金+授業料免除）		入学料免除 （新入生のみ）
	自宅通学	自宅外通学		自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	全額免除 (267,900円)	886,200円 (935,400円)	1,336,200円	全額免除 (282,000円)
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	2/3免除 (178,600円)	591,200円 (623,600円)	891,200円	2/3免除 (188,000円)
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	1/3免除 (89,300円)	296,200円 (311,800円)	446,200円	1/3免除 (94,000円)

注）生活保護世帯・児童養護施設等から通学する人は（カッコ）内の金額となります。



Ⅱ. 申請資格等

(1) 申請資格

2022年4月時点において、以下のいずれかに該当する学部生（留学生を除く）。

- ①日本学生支援機構の給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）の採用候補者に決定している新入生（2022年4月入学者）
- ②前年度から引き続き給付奨学生として採用されている在學生
- ③2022年4月（後期の場合は10月）以降に新たに給付奨学金を申請する新入生、編入学生及び在學生（注）

給付奨学金の申請資格を満たすこと

詳細は、日本学生支援機構の「給付奨学金案内」又は日本学生支援機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

また、進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※予期できない事由で家計が急変した場合に、特例的に給付奨学金と授業料等免除を受け付ける制度があります。以下の家計急変事由に該当する場合は、一度お問い合わせください。家計急変事由に該当し給付奨学生に採用された場合、授業料免除額は給付奨学金の採用区分に応じて、3か月毎に見直されます。

- ①生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- ②生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- ③生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- ④生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - A上記①～③のいずれかに該当
 - B被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

詳細は、JASSO ホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)をご確認ください。

(2) 新制度と現行制度の併願について

授業料等免除の支援について、日本人学部生は新制度による支援を基本とするので、新制度の申請資格がある方は、必ず新制度への申請を行ってください。新制度と現行制度との併願を希望する方は、両制度それぞれへの申請を行ってください。新制度と現行制度を併願し、新制度の免除額が現行制度の免除額より不利になる場合は、現行制度により、半額免除・全額免除となるよう差額を補填します。新制度で第Ⅰ区分の支援が決定している期間は、新制度により授業料等が全額免除となるので、現行制度へ申請する必要はありません。

※新型コロナウイルスの影響により、手続方法等を変更する可能性があります。変更があった場合は、KULASISや京大HP上でお知らせいたします。

Ⅲ. 入学料・授業料免除に関する手続

(1) 給付奨学金の採用候補者に決定している新入生（2022年4月入学者）

①事前申請（「入学料免除・徴収猶予事前申請願」の書類提出）・・・入学手続時

- ・「入学料免除・徴収猶予事前申請願」に必要な事項を記入し、合格した部局の窓口へ提出してください。上記様式は、本学ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/jumen>）からダウンロードできます。

②免除申請（認定申請書等の提出）・・・4月上旬

- ・給付奨学金申請に必要な書類と併せて、A様式1「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出してください。A様式1は、本学ホームページからダウンロードできます。（<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/support>）
- ・手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。
- ・新制度と現行制度を併願する場合は、本学ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/jumen>）に掲載の「2022年度入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」を確認して、期限内に現行制度の手続も行ってください。
- ・結果が通知されるまで、入学料及び前期授業料の納付は猶予されます。

③進学届の提出（WEB入力）・・・4月上旬

- ・4月上旬にお渡しする、「ユーザーID・パスワード」を使って、スカラネット上で進学届を提出してください。

④給付奨学金の採否決定・・・4月下旬

- ・給付奨学金に採用された場合は4月下旬に初回の奨学金が振り込まれます。ただし、進学届提出が遅かった場合は、5月以降になることがあります。
- ・給付奨学金の採否結果は、5月以降に郵送にてお知らせします。
- ・「誓約書」の提出が必要となりますが、詳細は給付奨学金の採用後に案内します。

⑤入学料・前期授業料免除の結果通知・・・7月下旬

- ・入学料、授業料免除対象者として認定された場合は、入学料と前期の授業料が減免されます。
- ・7月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛にて交付します（予定）。
- ・免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

⑥在籍報告・・・7月下旬

- ・スカラネット上で期限内に在籍報告を行ってください。
- ・手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。

⑦入学料及び前期授業料の納付・・・7月下旬～8月下旬

【入学料】

- ・本学所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座にお振り込みください。既に入学料を支払った新入生については、減免額が還付されます。

【授業料】


- ・原則として、口座振替により納入いただきます（手数料は不要です）。
- ・口座振替のお申し込みが間に合わないなどの事情により、口座振替による納入ができない学生にのみ、振替依頼書を7月下旬に送付します。

⑧後期授業料免除について・・・9月以降


- ・後期も継続して授業料免除を受ける手続き等については、8ページをご確認ください。

(2) 前年度から引き続き給付奨学生として採用されている在學生


① 免除申請（認定申請書等の提出）・・・2月上旬～3月下旬

- 
- ・A様式2「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」に必要事項を記入し、奨学掛に提出してください。A様式2は、本学ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/support>)
 - ・新制度と現行制度を併願する場合は、本学ホームページ
(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/jumen>)に掲載の「2022年度入学金免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」を確認して、期限内に現行制度の手続も行ってください。
 - ・結果が通知されるまで、前期授業料の納付は猶予されます。


② 在籍報告・・・4月下旬

- 
- ・スカラネット上で期限内に在籍報告を行ってください。
 - ・手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。


③ 前期授業料免除の結果通知・・・7月下旬

- 
- ・授業料免除対象者として認定された場合は、前期の授業料が減免されます。
 - ・7月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛にて交付します（予定）。
 - ・免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。


④ 在籍報告・・・7月下旬

- 
- ・スカラネット上で期限内に在籍報告を行ってください。
 - ・手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。

⑤ 前期授業料の納付・・・7月下旬～8月下旬

- 
- ・原則として、口座振替により納入いただきます（手数料は不要です）。
 - ・口座振替のお申し込みが間に合わないなどの事情により、口座振替による納入ができない学生にのみ、振替依頼書を7月下旬に送付します。

⑥ 後期授業料免除について・・・9月以降

- 
- ・後期も継続して授業料免除を受ける手続き等については、8ページをご確認ください。

(3) - 1 2022年4月以降に新たに給付奨学金を申請する新入生、編入学生及び在生

①申請資格の確認

- ・ 日本学生支援機構の給付奨学金の申請資格があるか、ホームページで確認してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>
- ・ また、進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

②給付奨学金の申請・・・4月上旬～

- ・ 4月上旬以降に「給付奨学金案内」等を受領し、期限内に給付奨学金の申請を行ってください。
- ・ 手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。

③免除申請（認定申請書の提出）・・・4月上旬～

- ・ 新入生が新制度による免除申請を行うためには、入学手続時に「入学料免除・徴収猶予事前申請願」を提出していることが必要です。入学料を既に支払ったが新制度による免除申請を希望する学生は、至急ご連絡ください。
- ・ 給付奨学金申請に必要な書類と併せて、A様式1「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出してください。A様式1は、本学ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/support>)
- ・ 新制度と現行制度を併願する場合は、本学ホームページ
(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/jumen>) に掲載の「2021年度入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」を確認して、期限内に現行制度の手続も行ってください。
- ・ 結果が通知されるまで、入学料及び前期授業料の納付は猶予されます。

④給付奨学金の採否決定・・・6月～

- ・ 期限内に申請を行った場合には、4月分に遡って給付奨学金の支援を受けられます。
- ・ 「誓約書」の提出が必要となりますが、詳細は給付奨学金の採用後に案内します。

⑤入学料・前期授業料免除の結果通知・・・7月下旬

- ・ 入学料、授業料免除対象者として認定された場合は、入学料、前期の授業料が減免されます。
- ・ 7月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛にて交付します（予定）。
- ・ 免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

⑥在籍報告・・・7月下旬

- ・ スカラネット上で期限内に在籍報告を行ってください。
- ・ 手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。

⑦入学料及び前期授業料の納付・・・7月下旬～8月下旬

- 【入学料】
- ・ 本学所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座にお振り込みください。既に入学料を支払った新入生については、減免額が還付されます。
- 【授業料】
- ・ 原則として、口座振替により納入いただきます（手数料は不要です）。
- ・ 口座振替のお申し込みが間に合わないなどの事情により、口座振替による納入ができない学生にのみ、振替依頼書を7月下旬に送付します。

⑧後期授業料免除について・・・9月以降（予定）

- ・ 後期も継続して授業料免除を受ける手続き等については、8ページをご確認ください。

(3) - 2 2022年10月以降に新たに給付奨学金を申請する在学生

①申請資格の確認

- ・ 日本学生支援機構の給付奨学金の申請資格があるか、ホームページで確認してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>
- ・ また、進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

②給付奨学金の申請・・・9月中旬～10月中旬

- ・ 「給付奨学金案内」等を受領し、期限内に給付奨学金の申請を行ってください。
- ・ 手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。

③免除申請（認定申請書の提出）・・・9月中旬～10月中旬

- ・ 給付奨学金申請に必要な書類と併せて、A様式1「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出してください。A様式1は、本学ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/support>)
- ・ 新制度と現行制度を併願する場合は、本学ホームページ
(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/jumen>) に掲載の「2021年度入学科免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」を確認して、期限内に現行制度の手続も行ってください。
- ・ 結果が通知されるまで、後期授業料の納付は猶予されます。

④給付奨学金の採否決定・・・11月～

- ・ 期限内に申請を行った場合には、10月分に遡って給付奨学金の支援を受けられます。
- ・ 「誓約書」の提出が必要となりますが、詳細は給付奨学金の採用後に案内します。

⑤後期授業料免除の結果通知・・・1月下旬

- ・ 授業料免除対象者として認定された場合は、後期の授業料が減免されます。
- ・ 1月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛にて交付します（予定）。

⑥入学料及び後期授業料の納付・・・2月下旬

- ・ 原則として、口座振替により納入いただきます（手数料は不要です）。
- ・ 口座振替のお申し込みが間に合わないなどの事情により、口座振替による納入ができない学生にのみ、振替依頼書を1月下旬に送付します。

⑦翌年度前期授業料免除について・・・3月以降

- ・ 翌年度前期の授業料免除手続き等については、3月以降にKULASIS等で通知します。

※後期授業料免除の継続手続きについて

①後期支援区分の確認・・・9月上旬

- ・後期の支援区分について、9月上旬より順次スカラネット・パーソナル上で確認できるようになります。必ず確認を行ってください。

②免除申請（継続申請書の提出）・・・9月上旬～10月中旬

- ・①で後期も給付奨学生として採用されることを確認した後に、A様式2「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」に必要事項を記入し、奨学掛に提出してください。A様式2は、本学ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/support>)
- ・前期は支援を受けていたが、後期から支援対象外となった場合、A様式2の提出は不要です。その場合、後期授業料については11月末にお支払いいただきます。ただし、現行制度に申請している場合、授業料の納付時期についてこの限りではありません。

③在籍報告・・・10月中旬

- ・奨学掛の奨学金担当の指示に従い、期限までにスカラネット・パーソナル上で在籍報告を行ってください。
- ・在籍報告を期限内に行わない場合、給付奨学金・後期授業料免除ともに支援を停止する場合があります。

④後期授業料免除の結果通知・・・1月下旬

- ・授業料免除対象者として認定された場合は、後期の授業料が減免されます。
- ・1月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛にて交付します（予定）。
- ・免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

⑤後期授業料の納付・・・2月下旬

- ・原則として、口座振替により納入いただきます（手数料は不要です）。
- ・口座振替のお申し込みが間に合わないなどの事情により、口座振替による納入ができない学生にのみ、振替依頼書を1月下旬に送付します。

⑥奨学金継続願の提出・適格認定・・・2月～3月

- ・最終学年以外の学生は、奨学掛の奨学金担当の指示に従い、期限までにスカラネット・パーソナル上で継続願の提出を行ってください。
- ・継続願の提出を期限内に行わない場合、給付奨学金・後期授業料免除ともに支援を停止する場合があります。
- ・奨学金継続願提出者に対して、年度末に学業成績による適格認定が行われます。成績不良の学生に対しては、廃止や警告という措置が取られます。

⑦翌年度前期授業料免除について・・・3月以降

- ・翌年度前期の授業料免除手続き等については、3月以降にKULASIS等で通知します。



IV. 注意事項

1. 申請手続きについて

本しおりは、主に入学料・授業料減免手続きについて記載したものであり、前ページまでの手続き以外にも、給付奨学金の手続として、「在籍報告」（年複数回）及び「奨学金継続願」（年1回）などがあります。奨学掛の奨学金担当の指示に従い、期限内に手続きを行ってください。それぞれの手続きを怠ると、給付奨学金と授業料免除は打ち切りとなります。

2. 適格認定について

(1) 給付奨学金については、年2回の適格認定が行われます。夏季に家計状況、年度末には学業成績により、受給基準を満たすか否かが判定され、この結果に従い、次学期の授業料の免除額が設定されます。

(2) 年度末時点の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合は、「**廃止**」や「**警告**」という措置が行われます。

「**廃止**」となった場合は、次年度以降の授業料免除及び給付奨学金が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなります。「**警告**」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。次年度も成績が向上せず「**警告**」となった場合は、「**廃止**」となります。著しく成績不良である場合は、年度初めに遡って認定を取消され、その年度で免除された入学料及び授業料を納付し、給付奨学金を返還する必要が生じます。

(3) 支援の打ち切りについて

・ 次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切り、返還を求めます。

① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者

② 大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上のものに限る。）の懲戒処分を受けた者

・ 3カ月未満の停学及び譴責（訓告）の懲戒処分を受けた場合も支援を停止します。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、譴責（訓告）の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開します。

3. 学籍異動（休学・退学）、留学について

(1) 休学・退学する場合は、休学・退学願を提出する際に必ず奨学掛にも申し出て、必要な手続きを行ってください。

(2) 休学した場合、復学後、休学期間分は新制度の授業料免除を申請することができます。

(3) 在籍したまま留学する場合も、新制度の授業料免除を申請することができます。ただし、新制度の支援は標準修業年限までなので、卒業延期となった場合は、その期間について新制度による授業料免除を申請することができません。半年以上の留学によって履修・研究が滞ったと認められる場合は、現行制度での授業料免除に申請できますので、希望する学生は、「2022年度 入学料免除（徴収猶予）・授業料免除出願のしおり」を確認してください。

4. 併給不可の民間奨学金について

民間奨学金団体から併給不可の奨学金を受給している学生であっても、新制度の申請資格を満たしている場合、授業料等減免を受けるために現行制度へ単独で申請することはできず、新制度への申請が必要です。新制度申請時（既に民間奨学金を受給している場合は採用後）に、給付奨学金の停止手続きを行ってください。それにより給付奨学金の支給は停止されますが、給付奨学生としての身分は維持され、支援区分に応じた授業料等が減免されます。ただし、給付奨学金に関する継続手続きは、その都度必ず行ってください。

V. 提出・問い合わせ先

本しおりの内容に質問がある場合は、教育推進・学生支援部 学生課奨学掛の窓口へ来室するか、下記アドレスまでメールにて問い合わせてください。メールでの問い合わせの場合は、質問事項の他に「学生番号・氏名・携帯電話番号等」を必ず記載してください（記載が無い場合は返答しません）。なお、メールによる問い合わせの返答は、メールか電話にて行います。



Mail: 840menjo * mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

*を@に変更してください。

TEL : 075-753-2532 (9:00~17:00 土日祝日を除く)

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づいて取り扱います。
2. 出願にあたってお知らせいただいた個人情報については、入学料・授業料の免除審査を行うために利用します。
3. 上記の個人情報は、今後の免除制度を検討するため、統計資料を作成することに利用します。作成に際しては個人が特定できないように処理します。
4. 情報管理業務・コンピュータ業務等を、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で、外部事業者へ委託することがあります。

給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ


Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。


××××年4月の申込みでは（××××-2）年の所得に基づく住民税情報、××××年秋の申込みでは（××××-1）年の所得に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

例えば・・・



50歳 50歳 18歳 15歳
(××××-2)年中の世帯収入400万円で
××××年の予約採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たしません



51歳 51歳 19歳 16歳
(××××-1)年中の世帯収入370万円で
××××年秋の在学採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・



(住民税情報は
××××年6月頃に更新)



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報(収入の情報)が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化していたら、次の年の秋に申し込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「**進学資金シミュレーター**」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。